■空家等管理活用支援法人 とは

令和5年の法改正で、『空家等対策の推進に関する特別措置法』に 新たに創設された制度。

民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、

市町村の補完的な役割を果たしていくことが狙い。

<u>参考</u>

空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋)

第六章 空家等管理活用支援法人

(空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条 第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財産法人又は 空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、そ の申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指 定することができる。

■空家等管理活用支援法人 の業務

市町村のニーズに応じて、<u>一部の業務のみ実施するものも対象とする</u>。

- ① 空き家所有者に対する、空き家の管理・活用の情報提供や相談などの援助
- ② 委託に基づく、定期的な空き家等の状態の確認、 空き家等の活用のための改修・管理・活用の事務
- ③ 委託に基づく、空き家等の所有者等の探索
- ④ 空き家等の管理または活用に関する調査研究
- ⑤ 空き家等の管理または活用に関する普及啓発
- ⑥ その他の空家等の管理または活用を図るために必要な事業または事務

■空家等管理活用支援法人 の指定を受けられる法人

支援法人は、契約や財産の保有を行うこと等も想定されることから、 権利及び義務の主体となれるよう、法人格が必要とされる。

一般社団法人

公益社団法人

一般財団法人

公益財団法人

特定非営利活動法人

空家等の管理または活用を 図る活動を行うことを 目的とする会社

- ■国が示す「活動が期待される法人」
- ① 空き家等の活用等に関する業務を行う地域の専門家の団体
 - · 建築士, 宅地建物取引業, 不動産鑑定士 等
- ② 相続・登記などの法務その他の専門家による団体
 - · 弁護士,司法書士,行政書士,土地家屋調査士,社会福祉士 等
- ③ 空き家等の活用等に密接に関連するまちづくり、

地域活性化、移住定住等を目的とする事業に取り組む法人

- ④ 定期的に家屋を訪問する業務と併せて、所有者等の依頼に応じて空き家等の管理を行う法人
- ⑤ これらの専門家等により構成され、またはこれらの専門家等との連携体制を構築し、 ワンストップで空き家等の管理・活用に取り組む法人
- ※ 既に市町村が協定等を締結している法人も活動が期待される。
- · 所有者不明土地利用円滑化等推進法人
- · 都市再生推進法人
- ·地域再生推進法人
- · 住宅確保用配慮者居住支援法人

※法人制度を所管する部局との連携を図ることが望ましい。

○空家等対策の推進に関する特別措置法

(空家等管理活用支援法人の指定)

第23条 市町村長は、・・・空家等管理活用支援法人として指定することができる。

- →指定方針(案)
- (資料3-1)
- →事務取扱要綱(案)(資料3-2)
- →審査基準

(監督等)

第25条

- 2 市町村長は、・・・業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは
 - ・・・・その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - →処分基準
- 3 市町村長は、・・・命令に違反したときは、・・・<u>指定を取り消すことができる。</u>
 - →処分基準

資料3-1 指定の方針について

横須賀市空家等管理活用支援法人指定方針について(案)

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法23条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 支援法人に求める業務について

横須賀市では、法第24条に規定する業務のうち、市の空き家等対策の取り組みを補完 する役割として、次の業務を求めます。

支援法人には、(1)または、(1)および(2)から(6)のいずれかの業務を実施していただきます。

また、(1)については、「横須賀市の空き家相談の総合窓口」として、市へ相談される 方を支援法人の相談窓口に案内することを想定し、ワンストップで相談に対応できる体 制を求めます。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- (2) 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- (3) 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は 事務を行うこと。
- 3 支援法人の指定
- (1) 指定する支援法人の数:定めない
- (2) 指定の期間:5年間
- 4 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

5 申請について

次の申請書に関係書類を添えて、ご提出ください。

(1) 申請書

空家等管理活用支援法人指定(更新)申請書(様式第1号)

(2) 関係書類

- ア定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 役員の氏名,住所及び略歴を記載した書面
- エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- キ 申請時までの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面 (法人のウェブサイト、会報、パンフレット等含む)
- ク 法第24条各号に規定する業務に関する計画書 (関係する行政機関や民間団体、専門家、事業者等との連携・調整の状況含む)
- ケ 国税及び市税にかかる納税証明書

電話:046-822-8087 (直通)

- コ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- 6 指定の通知

申請の結果は、申請後概ね30日以内に文書で通知します。

7 留意事項

申請にあたっては、法、要綱を参照すること。 支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生しません。

8 問合せ及び書類等提出先

横須賀市都市部まちなみ景観課 空き家管理支援担当 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 分館3階 〒238-8550

資料3-2 事務取扱要綱

横須賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要網は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空家等管理活用支援法人指定(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請時までの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税及び地方税に係る納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容 が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該 申請者を支援法人として指定するものとする。
- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 法第7条第1項の横須賀市空家等対策計画に適合するものであること。
- (3) 法第25条第3項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経 過しない者でないこと。
- (4) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する 暴力団でないこと。

1/3

- (5) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
- ア 未成年者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ウ 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を終過しない者
- エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- オ 横須賀市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであり、横須賀市が定める指定方針に適合するものであること。
- (8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (9) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- 2 市長は、申請者を支援法人として指定したときは、空家等管理活用支援法人指定書 (様式第2号)により、申請者を支援法人として指定しないときは、空家等管理活用支 援法人指定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定にる指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該支援法人の名称又は称号、住所及び事務所又は営業所の所在地を告示しなければならない。

(指定の有効期間及び更新)

- 第4条 法第25条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。
- 2 支援法人は、指定の更新を受けようとするときは、指定の有効期間の満了の日の2月 前から1月前までの間に指定の更新の申請をしなければならない。
- 3 前2条及び第1項の規定は、前項の指定の更新の申請について準用する。この場合において、第2条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第3項中「指定した」とあるのは「指定を更新した」と、第1項中「指定の日から」とあるのは「指定の更新の日から」と読み替えるものとする。

(名称等の変更)

- 第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第4号)に より行うものとする。
- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書 (様式第5号)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の届出があったときは、法第23条第4項の規定により、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

2/3



資料3-2 事務取扱要綱

(業務の廃止)

- 第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第6号) により市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定 による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務 所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を告示こするものとする。

(事業の報告)

- 第7条 支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市 長に提出するものとする。
- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び 貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第 25条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を 講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

- 第9条 市長は、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したとき若しくは第 3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき 又は不正な手段により指定を受けたときは、法第25条第3項の規定により、法第23条第 1項の規定による指定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書(様式第7号)により当該支援法人に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、その旨を告示しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月0日から施行する。

■空家等管理活用支援法人の指定手続き

支援法人の指定の方針等の明示



指定を受けようとする法人からの申請



支援法人の審査



支援法人の指定



支援法人による関連事項の変更

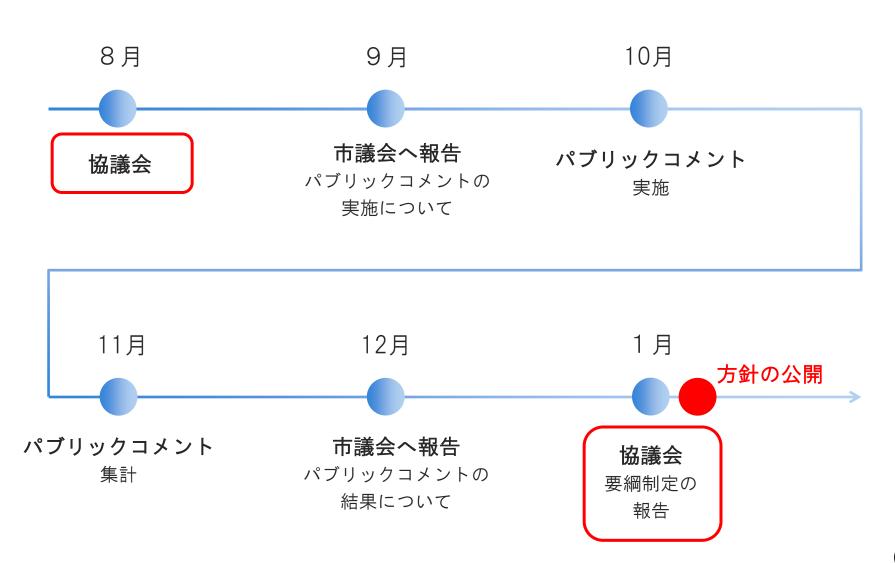


支援法人の監督等

- ・市町村として求める業務を明確に示す。
- ・一部業務に関して支援法人を指定しないことも明確に示す。
- ・申請書類の内容や書式は、市町村で定める。
- ・申請前に事前相談をするよう周知する。
- ・審査基準は市町村で独自に定める。
- ・申請内容に不十分があった場合は、直ちに却下するのではなく、
- ・補正等を促すべきである。
- ・市町村は、指定した支援法人の情報を公示する。

- ・支援法人が名称や住所、事業所の所在等を変更する場合は、
- ・あらかじめ市町村長に届け出をする。
- ・市町村長は、届出を受けたら公示することとする。
- ・市町村長は支援法人に対し、業務の報告させることができる。
- ・業務を適正かつ確実に実施していないと認められるときは、 業務改善命令を出せる。
- ・命令に違反した場合は、支援法人の指定を取り消すことができる。

■今後のスケジュール



■他自治体の指定状況

支援法人を設置している自治体:全国で 39 自治体

(国土交通省「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について(R6.12.1 時点)」より)

神奈川県内では「座間市」の1自治体のみ

- ■座間市 (令和6年7月指定)
- <u>· 法人名</u>

NPO法人神奈川空き家サポート協会

・業務内容

(第1号)

空き家の管理・売却について、空き家所有者の意向に沿って、事業の展開 (援助)

(第4号)

空き家の利活用について、検討を行う (調査研究)

(第5号)

各分野のメンバーによる相談会やセミナーを開催し、住民との情報交換会を行う(普及啓発)